あんしん財団　職場の環境改善のための補助金制度（補助金Ⅰ型）
「安全衛生設備等設置補助 申請手続のご案内」
～補助事由発生（安全衛生設備等の購入・設置）前にご確認下さい～

2015.2～

Ⅰ　はじめに

1　当補助金制度の目的

申請できるのは、お客様サービス事業の『加入者サービス規約』に定められた会員です。当補助金制度は会員事業所の代表者・事業主の方々の労働災害防止に対する取組みを応援することを目的としています。補助対象設備はあんしん財団が対象としたものとし、それらを設置・増設・改造・修理及び備付け（既存設備の移設のみの場合は対象外）をした場合に書面審査の上、補助金のお支払いの可否を決定しています。

2　お支払いまでの流れ

① **安全衛生設備等購入・設置の検討**

上述の通り、**補助対象設備には検定品に限る等、条件が設定**されているものがあります（Ｐ７～参照ください）。また、補助の可否は書面審査で決定しますので、お支払い方法等により申請書に添付いただく書類が異なります（Ｐ２～参照ください）。従って、**補助事由発生（設備の購入等）の前に当「申請手続のご案内」を確認いただく**とともに、必要に応じ**販売店等に提示し必要な添付書類（領収書等）を揃えていただくことをお勧めします。**

↓

② **申請書類他のご提出**

申請期間にご注意ください（補助事由発生の翌日から１８０日以内にあんしん財団が申請書を受付することが必要です）。また、**繁忙期（１月～５月）には申請が集中し当月審査、翌月のお支払いが叶わないことがあります。**更に当制度はあんしん財団が計上した予算内でのお支払いとなりますので、申請は早目に行ってください。特に３月、４月のご申請は所属年度にご注意ください（Ⅱ６参照ください）。

↓

③ **あんしん財団による審査**

提出いただいた書類で審査に必要な情報がない等の場合は**再度の提出をお願いする場合があります。**また、審査のため販売店等に確認することがあります。

↓

④ **補助金のお支払い**

Ⅱ　補助金額ほか

1　１回のご申請について**要した費用が３千円以上であること**が必要です。その費用の１/２を上限に各事業所の１年度間（４月から翌年３月）の補助限度額の範囲内で補助します。同一年度中２回目以降の申請の場合は補助限度額から前回までの補助金額を控除した金額が補助限度額になります。

2　**補助限度額はあんしん財団にご加入されている加入者数**により決定します。加入者数に変更があった場合は、変更届出がなされた日の翌日設置（購入）分から変更後の限度額を適用します。補助枠に未使用分があっても次年度への繰越はできません。**補助限度額についてはＰ９の安全衛生設備等設置補助限度額表をご参照ください。**

3　申請期間　　次頁のⅢ「補助事由発生日」をご参照ください。

4　審　　査　　ご提出いただいた書類をもとに、補助の可否を決定します。

5　補助金のお振込　　**振込口座はあんしん財団会費の振替口座**です。他の口座への振込はできません。補助金額はお振込前に書面でお知らせします。また、補助金は、対象設備を設置（購入）した月に対応する月度会費（新規・増員の場合は初回会費）の振替確認後にお支払いします。

6　年度末のご申請について　　申請書右上欄に記された日付（申請日）が３月３１日以前で、４月末日までにあんしん財団が受付した申請は、申請日と同一の年度扱いとし、４月末日を越えたものについては次年度枠の扱いとなります。なお、１つの案件を複数年度に分けて申請することは出来ません。

Ⅲ　補助事由発生日と申請期間

補助事由発生日	申請期間
・補助設備等の設置（購入）を完了した日 ・設置が必要な補助対象設備･･･設置が完了した日 ・設置が不要な補助対象設備（軍手・安全靴等）･･･販売店から受領（持ち帰り・納品・配送）した日	補助事由発生日の翌日から起算して**１８０日以内**に申請書類の財団受付

Ⅳ　ご提出いただく書類について

1　**申請書**（Ｐ５。Ｐ４に記入例があります）

2　**領収書など費用の支払いが証明される書類の写**（下記Ⅴ「領収書等について」ご参照ください）

3　**請求書・明細書(写)など費用の内訳を明らかにする書類の写**
・購入した商品の具体名や価格が分かるものが必要です。
・補助対象のみならず他商品も同時に購入した場合、補助金算出のため全ての項目の費用明細が必要です。補助対象項目単品を店舗で現金で購入し、明細書がない場合は、「販売(設置)証明書」（Ｐ６）を販売店に記入してもらいご添付ください。

【ご注意】ご提出いただく領収書、明細書等の宛名は、あんしん財団のご登録会員名（法人の場合は法人事業者名、個人の場合は、屋号または、代表者名）と一致していることが前提です。

4　**カタログ、取扱説明書、保証書の写または写真（メーカー並びに型番部分、検定マーク等設備が特定できるもの）**

○追加書類（写）が必要な対象項目とその書類
・**スタッドレスタイヤの場合**⇒装着する業務用車両の**車検証(写)**。スタッドレスタイヤは**１車輌１回限り**の補助となります。補助事由発生時に申請者の所有とわかるものを添付ください**（法人事業所は法人名義、個人事業所は事業主名義の車検証）**。
・Ⅱ群３２記載の、ボイラー（圧力容器等）、クレーン（移動式クレーン）、動力プレス機械、アセチレン溶接機（ガス集合溶接装置）の場合⇒所轄の労働基準監督署へ提出した専用届出書類の写
・Ⅰ群１５記載の、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置の場合⇒所轄労働基準監督署へ提出した計画届（設置・移転・変更）（写）

Ⅴ「領収書等について」(お支払い方法によって添付いただく書類が異なりますので、Ｐ３をご確認ください。)

領収証は、審査に必要な下記の情報が記載されているかご確認をお願いします。

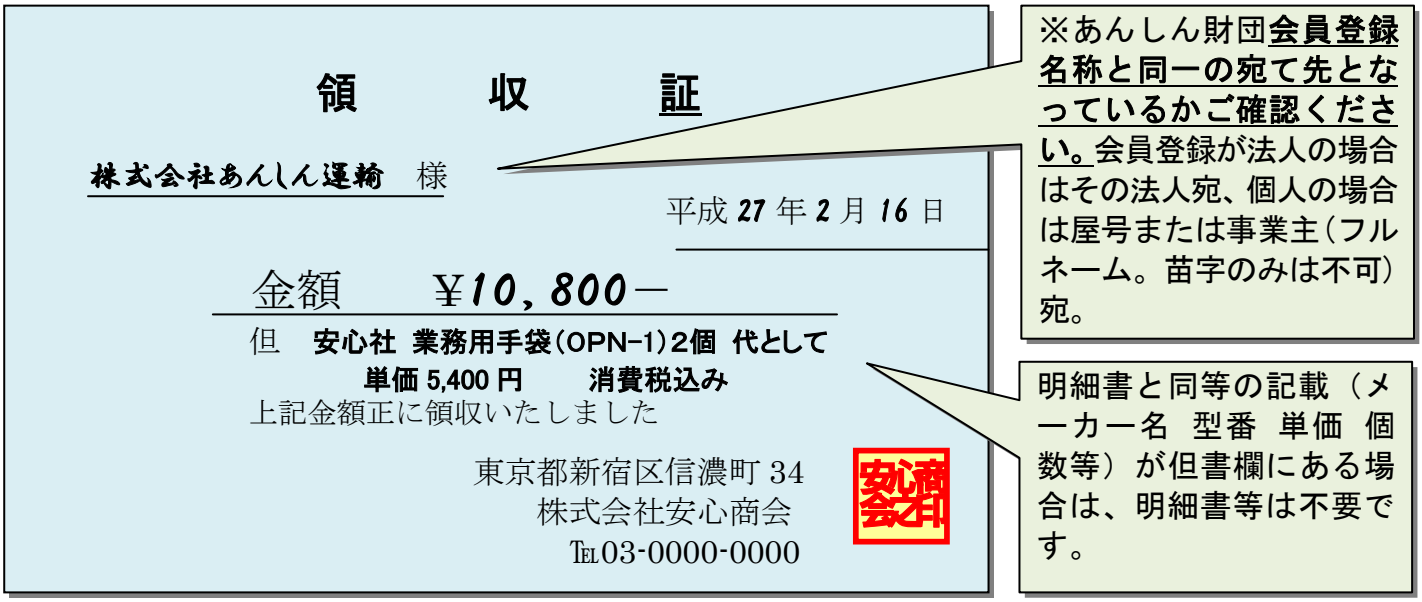

補助対象設備を店舗等で現金購入したため請求書・明細書が無い場合は、領収書の但書欄に品名、単価等の請求書・明細書を代替する内容を記入いただくか、「販売(設置)証明書」（Ｐ６）の発行をご依頼ください。

お支払い方法	
現金支払いの場合、手形・小切手払の場合	・**領収書**を添付ください。手形、小切手の写や発行控では申請できません。書式についてはＰ２ご参照ください。いわゆるレシート書式のものも正規の領収書と同等の情報が記載されているものを添付ください（特に宛名に注意してください）。
普通預金口座引落の場合	**・購入・設置前に領収書の発行を販売店へ依頼することをお勧めします。それが叶わない場合には、下記書類をご用意下さい。** ・通帳表紙（口座名義人＝申請者名）と支払金額のわかる当該ページ(写) ※法人の場合は法人名義通帳、個人事業所の場合は事業主名義通帳に限ります。 ◎相手先（販売店）の記載が必要です。
銀行振込の場合 ※振込手数料は補助対象になりません。	**・購入・設置前に領収書の発行を販売店へ依頼することをお勧めします。それが叶わない場合には、下記書類をご用意下さい。** **・窓口ご利用の場合**…「振込受付書兼手数料受取書」（写） ※金融機関受付印があること。 **・ＡＴＭご利用の場合**…「利用明細票」（写） ◎金額、相手先（販売店）、振込人の記載されているものが必要です。
ネットバンキングの場合※振込手数料は補助対象になりません。	**・購入・設置前に領収書の発行を販売店へ依頼することをお勧めします。それが叶わない場合には、下記書類をご用意下さい。** ・振込日以降の「振込結果照会画面」（写） ・振込日以降の「振込結果照会画面」（写）がご用意できない場合 領収書をご依頼され、ご用意ください。または、当座預金の場合は総合振込明細表（全頁分の写）と当座勘定照合表（写）を、普通預金の場合は総合振込明細表（全頁分の写）と口座名義人が記載されている通帳表紙（写）と振込の事実が掲載されている通帳のページ（写）をご用意ください。
クレジットカード利用の場合	**・購入・設置前に領収書の発行を販売店へ依頼することをお勧めします。それが叶わない場合には、下記書類をご用意下さい。** ・クレジットカード利用店で発行する明細（写）およびカード会社からの請求明細（写） いわゆる法人子カード利用の場合は、法人で契約を行ったとわかる書類の添付をお願いします。 **※法人の場合は法人名義、個人事業所の場合は事業主名義のカードの利用に限ります。**
収納代行会社による支払いの場合	**・販売業者発行の領収書をご用意ください。**
リースの場合 ※レンタルは対象外です	・リース期間が５年以上のものが対象となり、リース契約書、初回の領収書等が必要です。
繰越金や前月未払金等のある場合	・補助金支給にあたっては、**請求書または明細書の合計額と領収金額の一致**が審査の原則となります。繰越金がありそれらが一致しない場合は、当該補助品目部分の**請求書**と**領収書**をご用意いただくなど、当該補助品目の支払いが特定・確定できる書類が必要となります。
相殺のある場合	・補助対象の**明細書、領収書**を別途ご用意ください。
仕入先からの購入の場合	・自社購入、販売目的の仕入れ品は補助対象になりません。仕入先からの購入の場合は、貴社分の個別の**領収書**をご用意ください。

※審査のため、上記以外の書類をご提出頂く場合があります。

Ⅵ　その他

1　申請対象を他商品とともに定期的に購入している場合、数か月分をまとめて申請しようとすると、添付資料(明細書など)が多くなりますので、数回に分けて申請されるここをお勧めします。

2　審査結果に関する異議申立ては、審査決定を知った日の翌日から起算して１８０日以内に異議申し立てをする旨を記載した書面があんしん財団に到着するよう行ってください。

3　補助の不正申請が判明した場合、支給を取消します。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

4　会員資格喪失年月日の翌日以後に発生したものは補助対象となりません。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

5　補助対象項目他は災害発生状況等により見直しする場合があります。「申請手続のご案内」はあんしん財団ホームページから取出すことができます。

※補助申請に関してご提出いただいた書類は、あんしん財団が責任を持って管理いたします。

● **お問合せ・申請書類等送付先は、**

一般財団法人あんしん財団　お客様サービス事業部　災害防止2課
〒160－0016　東京都新宿区信濃町 34 番地　JR 信濃町ビル5階
通話料無料ダイヤル:0120－512－511　FAX:03－5362－2066
※音声ガイダンスの途中でも“2”を押すことで災害防止2課に繋がります。
受付時間　9:00～17:30(土･日･祝日及び年末年始は除きます)

『安全衛生設備等設置補助金申請書』記入例

あんしん財団の補助金制度は書面審査にて補助金をお支払いしています。申請書の記入にあたっては下記ご注意ください。

申請日	平成　○年　○月　○日

※ 補助所属年度を決定する１つの条件となります。必ずご記入ください。

安全衛生設備等設置補助金申請書

一般財団法人　あんしん財団　御中

本事業所における災害防止のため設置（購入）を行った安全衛生設備等に対し、『安全衛生設備等設置補助金規程』の定めに基づき下記の通り補助申請します。あんしん財団の審査に際しては、補助設備の設置（購入）先に問合せすること、補助の可否及び補助金額を決定することに同意します。

1. 申請会員

会員番号	事業内容	加入者数	代表印
1 2 3 4 5 6 7 8	運送業	＊設置（購入）初日時の加入者人数　１０　名	法人⇒法人代表印 個人⇒代表者印 ㊞
会員事業所名		代表者名	
株式会社　アンシン運送		代表取締役　安心　太朗	
会員所在地・ＴＥＬ			本件ご担当者氏名
〒 166-0016　東京都新宿区信濃町３４　　03（ 9876 ）1234 ＊日中連絡の取れる電話番号をご記入ください			安心　花子

2. 申請安全衛生設備等

設置(購入)設備名 ※ 対象設備によっては検定品に限る、１車輌１回に限る等の条件があります。対象設備一覧をご確認ください。	設置(購入)年月日 ※ 申請期間は、補助事由発生日（設置日）の翌日から起算して申請書をあんしん財団が受理するまでが 180 日以内です。	財団使用欄
1.　運搬用台車	27年　1月　8日　～　年　月　日	
2.　保護手袋	27年　1月　20日　～　27年　1月　25日	
3.	年　月　日　～　年　月　日	
4.	年　月　日　～　年　月　日	
5.	年　月　日　～　年　月　日	
6.	年　月　日　～　年　月　日	

下記1～3はお支払い方法等によって添付いただく書類が異なります。「申請手続のご案内」をご確認ください。

☑1. 補助設備等の費用の領収書の写(宛名が会員名と同じ)
☑2. 補助設備等の費用の内訳を明らかにする請求書又は明細書等の写
☑3. カタログ･取扱説明書･保証書の写、または写真の場合はメーカーならびに型番部分、検定マーク等設備が特定できるもの
☐4. スタッドレスタイヤの場合は設置車両の車検証の写(法人⇒法人名義。個人⇒代表者名義)
☐5. ボイラー(圧力容器等)、クレーン(移動式クレーン)、動力プレス機械、アセチレン溶接機(ガス集合溶接装置)については所轄労働基準監督署へ提出した専用届出書類の写
☐6. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出した計画届の写

申請日（記入日）を必ずご記入ください。特に年度末は補助の所属年度の基準となります(規程５項(５))。
※未記入の場合は、申請書受付日を申請日とします。

法人事業所の場合は法人代表印、個人事業所は事業主印を押印してください。

会員事業所名、添付資料の領収書等の宛先があんしん財団**会員登録名称と同一**かご確認ください。

**設置（購入）設備ごとにご記入下さい。
設備ごとに設置（購入）が２日以上ある場合は初日～最終日をご記入下さい。**

・添付の明細書が多頁に渡り、また、補助対象設備以外の品目の記載がある場合は、対象設備とわかるように明細書へ印（○など）をつけて頂くようご協力をお願いします。
・補助対象には検定品などの条件があります。「一覧」でご確認ください。また、趣味に使用するもの、事務所ではなく自宅等に設置した設備は対象外です。
・また、**ご申請は設置に要した費用が３，０００円以上からです。**

※１．２．３．は、補助金を申請する場合に必ずご添付ください。
補助対象設備を店舗等で現金購入したため請求書・明細書が無い場合は、領収書の但書欄に品名、単価等の請求書・明細書を代替する内容を記入いただくか（Ｐ２参照)、「販売(設置)証明書」の発行をご依頼ください(Ｐ６参照)。
※４．は対象設備を装着した業務用車輌**(法人事業所は法人名義、個人事業所は事業主名義)**の車検証です。
※５．６．は所轄労働基準監督署に提出する計画届及び設置届です。該当設備には必ず添付してください。

◎　添付書類については当「申請手続のご案内」Ｐ２、３をあわせご確認ください。

様式１

申請日	平成　　年　　月　　日

※ 補助所属年度を決定する１つの条件となります。必ずご記入ください。

安全衛生設備等設置補助金申請書

一般財団法人 あんしん財団　御中

本事業所における災害防止のため設置（購入）を行った安全衛生設備等に対し、『安全衛生設備等設置補助金規程』の定めに基づき下記の通り補助申請します。あんしん財団の審査に際しては、補助設備の設置（購入）先に問合せすること、補助の可否及び補助金額を決定することに同意します。

１．申請会員

会員番号	事業内容	加入者数	代表印
		＊設置（購入）初日時の加入者人数　名	法人⇒法人代表印 個人⇒代表者印 ㊞
会員事業所名		**代表者名**	

会員所在地・ＴＥＬ	本件ご担当者氏名
〒 （　　） ＊日中連絡の取れる電話番号をご記入ください	

２．申請安全衛生設備等

設置(購入)設備名 ※ 対象設備によっては検定品に限る、1 車輌 1 回に限る等の条件があります。対象設備一覧をご確認ください。	設置(購入)年月日 ※ 申請期間は、補助事由発生日（設置日）の翌日から起算して申請書をあんしん財団が受理するまでが 180 日以内です。	財団使用欄
1.	年　月　日　～　年　月　日	
2.	年　月　日　～　年　月　日	
3.	年　月　日　～　年　月　日	
4.	年　月　日　～　年　月　日	
5.	年　月　日　～　年　月　日	
6.	年　月　日　～　年　月　日	

※　ご記入にあたっては記入例をご参照ください。

３．必要添付書類（必ず必要です。□にチェックをしてご確認ください）

下記1～3はお支払い方法等によって添付いただく書類が異なります。「申請手続のご案内」をご確認ください。

□1．**補助設備等の費用の領収書の写(宛名が会員名と同じ)**
□2．**補助設備等の費用の内訳を明らかにする請求書又は明細書等の写**
□3．**カタログ･取扱説明書･保証書の写、または写真の場合はメーカーならびに型番部分、検定マーク等設備が特定できるもの**
□4．**スタッドレスタイヤの場合は設置車両の車検証の写（法人⇒法人名義。個人⇒代表者名義）**
□5．**ボイラー（圧力容器等）、クレーン（移動式クレーン）、動力プレス機械、アセチレン溶接機(ガス集合溶接装置)については所轄労働基準監督署へ提出した専用届出書類の写**
□6．**局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出した計画届の写**

2015.2 HP

当証明書は一般財団法人 あんしん財団の補助金申請にあたり、請求明細書など購入（設置）した明細書がない場合に代用する目的の書類です。申請書、領収書の写し他の添付書類とともにご提出下さい。
この証明書は販売、施工業者の方にご記入いただくものです。申請者（会員）が記入した場合は無効となります。

販売（設置）証明書

一般財団法人　あんしん財団　御中

販売（設置）明細

	メーカー、品名、型番	数量	単価	金額	備考
	（記入例） *㈱安心社　皮手袋 0E Y－1*	*２双*	*2,160 円*	*4,320 円*	
1					
2					
3					
4					
			消費税額	総額	

当社（当店）が去る　　年　　月　　日に　　様宛に販売（設置）し、領収した明細は上記内容に相違ありません。

平成　　年　　月　　日

発行元　　所在地　〒
（販売店等）　電話番号　　（　　）
事業所名

代表者名　　㊞

2015.2

職場の環境改善のための補助金制度（補助金Ⅰ型）

別表
2015.2

安全衛生設備等設置補助対象設備一覧

※　申請に必要な添付資料ともども、ご購入･設置の前にご確認ください。

この補助金制度は、事業所の労働災害防止と安全衛生環境の向上を目的としています。従って、レジャーや趣味、貸出しなどの目的で購入・設置された設備は対象になりません。また、定期保守点検、クリーニング、消耗品の交換、アダプターなどの付属品の購入や、既存設備の移設のみの場合も対象になりませんのでご注意ください。

補助対象設備には検定品や規格条件があり、また、お支払い方法によってご添付いただく書類が異なります。ご購入・設置の前に「申請手続のご案内」でご確認いただき、場合によっては販売店等にご相談されることをお勧めします。

また、12月から5月にかけては申請が集中し審査にお時間をいただくだけでなく、添付書類に不備補正が必要な場合など時間が経過したり、年度をまたいだものには補正に応じない販売店等が有りますので、申請はお早目にされることをお勧めいたします。

お客様の補助のご申請内容によっては、必要に応じてお客様あるいは購入先等にお問合せさせていただくことがあります。また、補助対象項目他は災害発生状況等により見直しする場合がありますので予めご了承ください。

Ⅰ群　安全衛生設備等(業務用に限ります)

(1,2,3,6,7,8,9,10,12 の本体購入についてはⅡ群 32 をご覧ください)

1	**ボイラー、圧力容器等の安全弁その他の付属品** 安全弁その他の付属品の設置･修理が対象です。給湯器、簡易小型ボイラー等は対象外です。
2	**クレーン又は移動式クレーンの巻過防止装置(水圧又は油圧式クレーン又は移動式クレーンの安全弁を含む)** 巻過防止装置または安全弁の設置･修理が対象です。ﾁｪｰﾝﾌﾞﾛｯｸは対象外です。
3	**動力プレス機械又はシャーの安全囲い又は安全装置** 厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品の安全囲いまたは安全装置の設置･修理が対象です。
4	**防爆構造電気機械器具**　厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品の防爆構造電気機械器具が対象です。
5	**防じんマスク又は防毒マスク**　厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品の防じん、防毒マスクが対象です。
6	**研削盤又は研削といしの覆い**　研削盤または研削といしの覆いの設置･修理が対象です。
7	**木材加工用丸のこ盤の反ぱつ予防装置又は歯の接触予防装置** 厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品の反ぱつ予防装置または歯の接触予防装置の設置･修理が対象です。
8	**手押しかんな盤の刃の接触予防装置**　刃の接触予防装置の設置･修理が対象です。
9	**アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器**　安全器の設置･修理が対象です。
10	**交流アーク溶接機用自動電撃防止装置** 厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品で溶接機用電撃防止装置の設置･修理が対象です。
11	**絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具又は絶縁用防護具** 絶縁用保護具、絶縁用防具については厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品が対象です。
12	**フォークリフトのヘッドガード又はバックレスト**　ヘッドガード又はバックレストの設置･修理が対象です。
13	**保護帽（物体の飛来、落下又は墜落による危険を防止するためのもの）** 建設･製造加工･土木作業時に従事する場合、及び災害時に着用するもので厚生労働大臣及び型式検定代行機関の型式検定合格品が対象です。
14	**安全帯（墜落による危険を予防するためのもの）**　本体が対象です。親綱、補助ベルトは対象外です。
15	**局所排気装置、ﾌﾟｯｼｭﾌﾟﾙ型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置** 労働基準監督署に計画届(設置、移転、変更)の提出が必要な設備に限ります。

Ⅱ群　その他の災害防止設備等(業務用に限ります)

1	**運搬用台車又はハンドトラック**　手動が対象です。
2	**安全靴、静電靴**　JIS 規格合格ないしはﾌﾟﾛﾃｸﾃｨﾌﾞｽﾆｰｶｰ(JSAA)認定品が対象で、作業靴は対象外です。
3	**保護眼鏡、保護ゴーグル**　防じん、飛来防止、溶接専用のものが対象です。
4	**溶接面**
5	**VDT 作業用モニターの画面フィルター**
6	**作業用保護手袋**　指先が全て覆われているものが対象です。
7	**安全確認用カーブミラー**
8	**警報器**　不法侵入･ガス漏れ･火災発生などを職場の人員及び契約警備会社等に報知することを目的として、職場に固定して設置する警報器に限ります。
9	**救命胴衣**　船舶などに設置が義務付けられているものなど、業務用に使用する着衣型のものが対象です。
10	**防音保護具**　耳栓、イヤーマフ等、体に装着するものが対象です。建設資材等は対象外です。
11	**消火器**　本体の購入、薬剤の詰替えが対象です。ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰや消火栓は対象外。また、廃棄、ﾘｻｲｸﾙ代等も対象外です。
12	**乗車用ヘルメット**　PSC またはＳＧマーク、または、JIS 規格のものに限ります。
13	**タイヤチェーン**
14	**パイロン、カラーコーン、誘導灯(非常口表示灯のみ)**
15	**反射材入りベスト**
16	**非難ばしご、緊急避難用緩降器等の避難器具**
17	**極寒作業服**　氷点下の冷凍庫内にて作業するために製造された専用のものに限ります。既製品の防寒ジャンパーや一般の作業服は対象外です。
18	**防網(安全ﾈｯﾄ)**　労働安全規則第 518 条の 2･同第 519 条の 2 により、建設現場で設置を義務付けられているものが対象です。
19	**ガス検知器、警報器**　酸素、硫化水素、一酸化炭素、可燃性ガス用のものに限ります。酸欠用、硫化水素用の検知器については、酸素欠乏症等防止規則第 3 条･4 条によるものとします。一酸化炭素用の検知器については、労働安全衛生規則第 578 条によるものとします。可燃性ガスの検知器については、労働安全衛生規則第 382 条の 2 及び3によるものとします。
20	**2 段手すり(先行手すり)**　手すり先行工法に関するガイドラインにより、建設現場での足場に装着するものとして、仮設ﾒｰｶｰにより製造されたものに限ります。
21	**化学防護服**　JIS　T 8115 規格のものに限ります。
22	**タコグラフ(デジタルタコグラフを含む)**
23	**車載用安全確認放送装置**　ブザーのみは対象外です。
24	**スタッドレスタイヤ**　法人事業所においては法人名義の、個人事業所においては事業主名義の車輌で、かつ業務用車輌に装着するものに限ります(いずれもあんしん財団に会員登録されている名義の車輌)。また、補助は上記対象車輌 1 台につき 1 回(1 セット)までとし、その車輌は次年度以降は対象外となります。ﾀｲﾔのみが対象で車輌への着脱に関わる費用とﾎｲｰﾙ部分も対象となりません。なお、ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔを装着する対象車輌がﾘｰｽ車輌の場合は対象外です(ただし、当該車輌に装着することとして、ﾘｰｽ契約以外で別途に事業所の経費により購入した場合を除く)。申請の際に車検証の写しを添付してください。なお、2 輪車用は対象外です。
25	**ドライブレコーダー**　ｶｰﾅﾋﾞｹﾞｰｼｮﾝ、車載ｶﾒﾗは対象外です。
26	**つま先板(幅木)**　手すり先行工法に関するガイドラインにより、建築現場の足場に装着するものとして、仮設ﾒｰｶｰにより製造されたものに限ります。足場は対象外です。
27	**送気マスク、電動ファン付呼吸用保護具**　JIS 規格のものに限ります。
28	**アルコール検知器(ｱﾙｺｰﾙﾁｪｯｶｰ)** 事業所で業務上運転が必要な場合に、運転を担当する要員の飲酒･酒気帯びの有無を事前に確認するために使用するものに限ります。
29	**静電気帯電防止服(静電服)**　JIS 規格または IEC 規格に適合するものに限ります。

30	コーンバー及びコーンウェイト
31	電動シャッターの安全装置
32	Ⅰ群の 1,2,3,6,7,8,9,10,12 に掲げる安全装置を具備した機械本体を新たに購入･設置したもの(修理、改造は対象となりません)。1,2,3(動力プレス機),9に掲げる安全装置を具備した機械設備本体の場合は、所轄の労働基準監督署に専用書式による設置届出書が必要な設備に限ります。

Ⅲ群　職場環境改善設備等　(業務用に限ります)

1	**照明設備**　設置型のものが対象です。電気スタンド、看板や蛍光灯の電球等交換、消耗品の交換は対象外です。また、電源がソーラー式も対象外です。
2	**自動ドアー**
3	**電動シャッター**
4	**手動シャッター**
5	**空調機器(エアコン、空気清浄機、加湿器、除湿器等)** 空気清浄機(エアコン含む)は「パネル、集塵ﾌｨﾙﾀ、ﾌｧﾝで構成され、本体内のﾌｧﾝで強制的に空気を吸い込みﾌｨﾙﾀを通して空気中の汚れや臭いを取るもの」とします。従って、ﾏｲﾅｽｲｵﾝやﾌﾟﾗｽﾞﾏ、ｵｿﾞﾝ発生のみの機能は対象外です。また、車輌用を除きます。
6	**換気装置(分煙機、換気扇等)　車輌用を除きます。**
7	**リフト**　資材、車輌用とし、小荷物専用昇降機以外のｴﾚﾍﾞｰﾀｰとｺﾞﾝﾄﾞﾗを除きます。
8	**手すり又は階段等の滑り止めの設備**
9	**作業用踏み台又は脚立、はしご**
10	**集じん機**　作業場の粉塵を吸引除去するものとします。
11	**除雪機**　融雪機及びｽﾉｰﾀﾞﾝﾌﾟ、ｽｺｯﾌﾟ等は対象外です。
12	**ハンドドライヤー　(ｼﾞｪｯﾄﾀｵﾙ、ｴｱｰﾀｵﾙ等)**
13	**書庫等転倒防止器具**

○安全衛生設備等設置補助限度額表

1　1 企業 1 年度間の補助限度額を加入者数に応じ次表のとおりとする。なお、加入者数が 60 名以上となる場合、以後 10 名増加ごとに 2 万円を追加するものとする。

加入者数	1 名	2 名	3～4 名	5～9 名	10～19 名	20～29 名	30～39 名	40～49 名	50～59 名
補助限度額	1 万円	1 万 5 千円	2 万円	3 万円	6 万円	8 万円	10 万円	12 万円	14 万円

2　他の補助金規程による補助額を合算した 1 企業 1 年度間の当法人からの補助総限度額は、加入者数に応じ次表のとおりとする。なお、加入者数が 60 名以上となる場合、以後 10 名増加ごとに 3 万円を追加するものとする。

加入者数	1 名	2 名	3～4 名	5～9 名	10～19 名	20～29 名	30～39 名	40～49 名	50～59 名
補助総限度額	1 万 5 千円	2 万 5 千円	3 万 5 千円	5 万円	10 万円	12 万円	14 万円	16 万円	18 万円

◎補助金Ⅰ型に関するお問合せ･申請書類送付先は、下記のあんしん財団　災害防止 2 課まで

〒160-0016　東京都新宿区信濃町 34　JR 信濃町ビル 5 階

無料通話ﾀﾞｲﾔﾙ　0120-512-511　音声ｶﾞｲﾀﾞﾝｽに従い②をお選びください。

Ｆ　Ａ　Ｘ　03-5362-2066

受　付　時　間　9 時～17 時 30 分（土･日･祝日および年末年始　除く）

ホームページ　http://www.anshin-zaidan.or.jp/

＊各補助の申請書が添付された「申請手続のご案内」は、あんしん財団ホームページから印刷できます。

職場の環境改善のための補助金制度(補助金Ⅰ型)
安全衛生設備等設置補助金規程

2015.2

１　目　　的

中小企業の代表者及び個人事業主が労働災害を防止するため、安全衛生設備等を設置（増設・改造・修理及び備付けを含む。以下同じ。）した中小企業に対して、一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）が補助措置を講ずることによりその設置を促進し、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。

２　補助対象企業

第３項に該当する安全衛生設備等を設置した当法人の加入者サービス規約第１項に定める会員であること。（自会員からの購入・修理等によるものを除く。）

３　補助の内容

この規程で補助の対象とする安全衛生設備等は、労働安全衛生法施行令第１２条、第１３条、第１５条に定める安全衛生設備等及び、その他の災害防止設備等であって、別に定める「安全衛生設備等設置補助対象設備一覧」（以下「対象設備一覧」という。）のⅠ群・Ⅱ群及びⅢ群に掲げるもの（以下「補助設備等」という。）とする。

４　補助事由の発生

（１）　補助事由発生日は、この規程に基づいて補助設備等の設置（購入）を完了した日とする。

（２）　補助設備等の設置（購入）日と、それに要した費用の支払い日が異なる場合は、補助設備等の設置（購入）日を補助事由発生日とする。

（３）　この規程による補助事由については、補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）の当法人への加入日(「会員証兼保険証券」に記載の年月日)の翌日の午前０時以降に発生したものを補助対象とする。

５　補助金額

（１）　補助設備等の設置に要した費用（３千円以上の場合に限る）の２分の１を上限に、１会員１年度間の補助限度額を加入者数に応じ、別に定める「安全衛生設備等設置補助限度額表」の補助金額とする。

（２）　この補助金は当法人がその年度において計上した予算額の範囲内とする。

（３）　補助限度額及び補助総限度額は、補助事由発生日の時点における加入者数を基準とする。

（４）　１会員に対する補助限度額及び補助総限度額の「１年度間」は４月１日から翌年の３月３１日の間とし、その所属年度は申請者が様式１「安全衛生設備等設置補助金申請書」（以下「様式１」という。）に記載した申請日を基準とする。

（５）　上記（４）につき、様式１の申請日が３月３１日以前のものでその申請の当法人受付日が４月１日以降の申請分の所属年度については、４月末日までに受付したものは様式１の申請日と同一年度の扱いとし、４月末日を越えて受付した申請分は次年度の扱いとする。この場合、その案件を複数の年度に分けて申請することは出来ない。

６　補助金の申請

申請者は､補助事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に次に掲げる書類を様式１に添付し当法人へ提出する。

（１）　補助設備等の費用の支払いが証明される書類（領収書等）の写
（宛名個所に申請者名が明記されたもの。分割払の場合は契約書と初回の支払を証明するもの。）

（２）　補助設備等の費用の内訳を明らかにする請求書又は明細書等の写
請求書又は明細書等は補助設備等の品名（型式検定合格品及び規格品の証明が必要な設備等は、型番等）、費用の内訳（単価、数量、費用合計金額）、購入・設置時期を明らかにするもの。ただし、上記（１）でそれらが証明される場合は省略できる。

（３）　設置した補助設備等のカタログ、取扱説明書の写し、保証書の写し、又は写真（メーカー名、型番、検定マーク等が撮影されていて補助設置等を特定することができるもの）等のうち、設置した補助設備等が特定できるもの。ただし、上記（１）又は（２）で補助設備等のメーカー名、品名（型式検定合格品及び規格品の証明が必要な設備等は、型番、検定マーク等）が証明され補助設備等が特定できる場合は省略できる。

（４）　スタッドレスタイヤについてはこれを装着する車両の車検証の写

（５）　対象設備一覧Ⅱ群３２項目に掲げる補助設備等のうち、ボイラー（圧力容器等）・クレーン（移動式クレーン）・動力プレス機械・アセチレン溶接機（ガス集合溶接装置）については所轄の労働基準監督署に提出した専用届出書類の写

（６）　局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置については所轄労働基準監督署へ提出した計画届（設置、移転、変更）の写

７　補助金の支給及び決定等

（１）　当法人は、前項の申請書及び添付書類に基づいて補助の可否について審査を行う。

（２）　審査の結果、補助可の場合は様式２により当法人より申請者に通知するとともに補助金支払手続きを行い、申請者の当法人会費振替口座に補助金を振込む。

（３）　補助金は、補助事由発生日に対応する月度会費の振替確認後に支払うものとする。

（４）　補助しない決定をした時は、当法人は申請者に対し様式３によりその旨通知する。ただし、申請者が不要とする場合はその限りではない。

（５）　申請の際に、第６項に掲げる申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者がその申請の当法人受付日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、その申請の権利を失効したものとする。

（６）　審査結果に関する異議申し立ては、審査決定を知った日の翌日から起算して１８０日以内に異議申し立てをする旨を記載した書面が当法人に到着するよう行うものとする。

（７）　補助の不正請求が判明した場合、支給を取消す。又、既に支給済みの場合は返還を求める。

（８）　会員資格喪失年月日の翌日以後に発生したものは、第 4 項第 3 号の補助対象とはならない。又、既に支給済みの場合は返還を求める。

８　規程の改廃

この規程の改廃は、当法人理事会の決議により行うものとする。ただし、別表及び様式１，２，３の変更は、当法人の規程に定められた手続きにより行うものとする。

附　　則

１　この規程は、一般財団法人あんしん財団の定款の施行日と同日の施行とする。

※　この規程施行以前に補助(助成)事由の発生した案件については『安全衛生設備等設置助成要綱』の規定による。

※　（様式２，３省略）